

スウェーデン・モデルと職業教育

石原 俊時

1. はじめに

労使中央組織による集権的労使交渉システムとしてのスウェーデン・モデルは、しばしばサルトシェーバーデン (Saltsjöbanden) 体制と呼ばれる。それは、このシステムが 1938 年のサルトシェーバーデン協約を契機として形成されたからに他ならない。とはいえ、この 1 つの協約のみによって形作られたことを意味しない。労使中央組織は、その他に少なくとも以下 4 つの中央協約によって、労働市場の制度的枠組みを自ら構築していったのである。すなわち、1942 年の労働者保護協約 (Arbetskyddsavtal)、44 年の職業教育協約 (徒弟協約: Lärlingsavtal)、46 年の企業委員会協約 (Företagsnämndsavtal)、48 年の労働研究協約 (Arbetsstudieavtal) である。

また、これらの中央協約の対象領域は、それぞれ労働環境・労働者保護、職業教育、労働研究であったが、各領域で合理化を通じて経済成長を労使協力の下に推進することを共通の課題としていた。すなわち、サルトシェーバーデン体制は、第二次世界大戦後の高度成長を労使協力の下に推し進めていく体制であったのであり、職業教育は、その枠組みを形作る重要な領域の 1 つであった¹。ただし、職業教育といっても、中央協約で扱われた対象は、企業内教育のみなのであり、学校教育、失業者に対する再教育は、それぞれ担当する国家機関が管轄することとなる。とはいえそれらの国家機関は、コーポラティズム組織であり、労使中央組織がそこで強い影響力を行使しえた。そして、これらの職業教育の 3 つの領域における制度的枠組みは、相互に関わり合いながら成立したのである。

従来の職業教育史研究の中でも、1930 年代後半から 40 年代にかけての学校教育、企業内教育制度の改革を職業教育制度の新たな段階を画す画期として把握されてきた。しかし、合理化あるいはそれに基づく経済成長の枠組みの一環として位置づけられてきたわけではないし、失業者の再教育と他の職業教育の領域における改革との間の相互関係については検討されてこなかった²。他方、失業問題をめぐる議論の歴史的展開を扱ったウールソンとウーロフソンの研究は、1950 年代に成立した、いわゆるレーン＝マイドナー・モデルに基づく LO の連帯賃金政策と積極的労働市場政策との連携が、総需要管理といった失業問題の需要サイドではなく、何より経済構造の高度化を通じた経済成長の促進を意図した供給サイドに注目するものであることを指摘したうえで、そのような失業問題認識の認識が、戦間期の合理化調査委員会などの政府調査委員会に遡るものであると主張している。そして、そのような認識を端的に示すのが、それらの委員会における職業教育問題への注目であることを指摘した。経済成長と職業教育問題の結びつきは戦間期に遡ることが示されたわけである。しかし、そこでの焦点は失業者の再教育に置かれ、他の職業教育の諸領域は殆ど視野に収められなかった³。

小稿では、主に職業教育改革の制度的枠組みの具体的構想が練られた政府調査委員会や労使中央組織が組織した職業教育問題検討委員会の報告書を検討することで、1930 年代の合理化調査委員会から 1944 年の職業教育協約成立までの、経済成長を課題とした職業教育の諸領域における制度的改革のプロセスを概観してみたい。それにより職業教育の諸領域での改革が、経済成長を促進するための制度的諸前提を構築する作業の一環として行われたことを示し、スウェーデン・モデルの形成を職業教育制度の側面から把握することを試みることを本稿の課題とする。

2. 1918 年における職業教育制度の整備

1846 年のギルドの解体や 1864 年の営業の自由令 (Näringsfrihetsförordningen) 以後も、そこで培われた熟練養成システムは、徒弟制 (lärlingssystem) として残った。また、工業化に伴い、徒弟制は工業にも採用されていった。しかし、19 世紀末から 20 世紀の初頭にかけて、その機能不全が認識されるようになった。例えば、労働強化の中でベテランの労働者は徒弟の面倒を見る余裕がなくなっていた。しかも技術発展が進むに

つれて熟練のあり方が変化する中で、理論的な教育の必要性が感じられるようになった。とはいえ、そうした教育の機会が身近に存在することはまれであった。20世紀に入って労働時間の短縮が顕著に進行していたが、特に第一次大戦終了期に法的に8時間労働日の導入がなされ、労働強化が一層求められてきたのであり、合理化運動も本格的に進展しはじめていた。そのような中でこうした認識は高まってきたのではないかと思われる⁴。

1907年に選任された、技術教育を対象とした政府調査委員会の報告書によれば、学校で技術教育を行う必要性は、既に19世紀初めから唱えられていた。19世紀半ばにかけて、主として民間のイニシアティブにより夜間学校（aftonskolan）、日曜学校（söndagsskolan）、スロイド学校（slöjdskolan）がいくつかの都市に設立され、技術教育を行った。1872年には、14校で合計約2,000人の者が学んでいた。1877年に国家補助を受けるようになり、90年代から学校設立が相次ぎ、学ぶ者は、1890/91年には28校4,844人、1910/11年には68校10,819人となっていた。しかし、それでも実質的には14-18歳の工・手工業で働く者のうち5%しか満足に教育を受けていないとの指摘もなされたように、職業教育を目的とした学校制度の未整備は、既に第一次大戦前にも認識されていた（Tekniska kommittén 1911, s.32-128）。

さらに、学校数や収容人数の不足のみでなく、教員の待遇が劣悪でその質が確保できておらず、設備や教材なども整っていなかった。カリキュラムにおいては、一般教育に偏り、工業や手工業のニーズを反映させていないことが批判された。学校と実業の世界の間の連携が課題とされたのである（Tekniska kommittén 1912, s.35,43）。概して、職業教育は質量ともに欠陥を抱えているため、工業の発展に熟練労働力の供給が全く追いついておらず、それが経済発展の障害となっていると認識された（Tekniska kommittén 1912, s.66,68）。

また、この問題は、初等学校（folkskolan）につづく学校形態の問題と結びついていた。同時期に、複線型教育制度の下で、エリートではない若者に対して従来の初等学校だけでなく、さらに高い教育機会を与えることが課題となっていたからである。例えば、継続学校（fortsättningskolan）の義務化が検討されていた。職業学校の問題は、義務教育の延長の問題と結びつき、職業教育のみでなく市民教育の問題としても捉えられた。職業学校は、職業人の養成のみでなく、市民の養成も担うべきと考えられたのである。それゆえ、職業学校のカリキュラムでも普通教育科目が重視されていた（Tekniska kommittén 1912, s.43, 67-68）。

このように第一次大戦前から職業教育制度の改革が検討されていたのだが、実際に実施されるのは1918年のこととなった。この年の実践的幼年学校（praktiska ungdomsskolor）をめぐる決議として知られる国会決議は、地方自治体であるコミューン（kommun）に、工・手工業、商業、家事労働⁵で働く徒弟に最高2年（年9ヶ月・平均週12時間）の教育を提供する義務を定めた。さらに同年の職業学校条例（yrkesskolstadgan）によって、職業教育を行う学校に対する国家補助が定められた。これらを通じて、職業教育を行う学校の諸形態が定められ、コミューンを主な担い手として学校の整備が図られることとなる⁶。

そのような学校の諸形態としては、第一に、初等学校修了者を対象として、それぞれの職業で職を得ることを容易にすることを目的とした、全日制の学校があった。作業場学校（verkstadsskolan）がその主要な形態である。年38-50週で2,400時間以下の授業を行った。職業により修了に要する年限は異なり、早くて2年、遅くて4年であった。職業関連科目（yrkeslära）として技術（teknik）、算術（yrkesräkning）、製図（yrkesritning）、衛生（yrkeshygien）、職業経済（yrkesekonomi）として文書作成（affärsskrivning）や簿記（bokföring）、さらには法律（lagstiftning）などの科目が置かれた。

第二に、初等学校のみでなく継続学校を修了した者が、働きながらその職業で確固とした地位を得るため、基本的な理論的知識や学校でしか習得できない熟練を身に着ける機会を提供する徒弟学校（lärlingsskolan）があった。当然全日制ではなく、2年制で、年8-9か月・225-300時間の授業が行われることとなっていた。

第三に、この徒弟学校を修了した者を対象とした学校形態として、職業学校（yrkesskolan）があった。1年以下の短期で、特定のテーマにそったコースの形態をとる。徒弟学校で得たものを基礎に、知識や技能の幅を広げ、深める機会を提供することが目的とされた。

その他、コミューンが管轄しない民間のコースがあった。これは、作業場学校や徒弟学校に相当する内容の教育を行った⁷。

翌1919年には、職業教育を統括する国家の機関として学校局（Skolöverstyrelse）が設立された。それ以前の工業や手工業関係の職業教育を目的とした学校の多くは、17世紀に重商主義政策を担う中心的な官庁として設立された商務院（Kommerskollegium）の管轄であった。しかしこの時に、実業とのつながりが重視され、職業教育は通常の教育とは別の教育の領域であるとの見方に対し、あくまで学校教育の一部門であるとの考え

が勝利し、新たな国家機関として学校局が設けられることとなったわけである。成立した学校局は、職業教育の他、初等教育やエリート向けの中等教育も管轄した国家機関となる。また、管轄する職業教育の対象は、工・手工業のみでなく、商業、家事労働も含むこととなった⁸。

この18年の国会決議や職業学校条例では、企業内教育が職業教育の場の中心として見なされ、学校での学校教育はそれをあくまで補完するものとして位置づけられた。またその際に、企業内教育（徒弟教育）のあり方を新たな立法によって規定することが予定されていた。ドイツにおいては1897年と1908年の営業法で、デンマークでも1889年の徒弟法などで徒弟教育の法的規制が実現されていたのであり、これらの国の制度がモデルとなった。しかし、1923年に法案が出されたものの、企業活動の自由を拘束するものとして使用者団体の反対が強く、労働組合も団体協約による解決を求め、結局成立しなかった⁹。第一次大戦後しばらくは、そのように企業内教育の問題が解決されないまま、職業教育の問題は背景に退くこととなる。

3. 合理化調査委員会 (Rationaliseringsutredningen)

職業教育の問題が再び脚光を浴びるのは、大恐慌からようやく回復の兆しが見えてきた1935年のこととなった。その年5月に社会省 (Socialdepartementet) の下で合理化調査委員会が選任された。それは、1920年代の不況や大恐慌の経験を踏まえ、合理化の負の側面 (失業、労災・病気) を社会の観点から把握し、国家、地方自治体、企業間の協力のもとでそれに対応していくかを検討課題とした。そこでは、このような負の側面への対応を通じて、恐慌後のスウェーデンに安定した経済成長をどのように実現するかが模索されたのである。委員会は、社会庁 (Socialstyrelsen) などからの官僚 (Ove Hesselgren)、労働組合 (Gunnar Andersson) や使用者団体 (Gustaf Söderlund) の代表、国会議員 (Frans Severin) などがメンバーとなった。

それゆえ、そこでの中心的な議論の対象は、失業問題となった。注目すべきは、1920年代以来の失業状況の推移、特にこの30年代の景気回復期の現状を見て、労働力は勃興する産業から衰退する産業に自動的に向うわけではないと認識されたことである。例えば、馬車は次第に自動車に駆逐されていったが、馬車製造業で働く労働者を自動車産業がすぐに吸収できるとは限らないのである。また、失業問題は地域によってとりわけ深刻な様相を呈していることも指摘された。景気が回復してきても、特定産業それも構造不況業種が集中した地域では、失業問題の解決の兆しは一向に現れていなかった。例えば、ブレーキング (Blekinge) やボヒュースレーン (Bohus län) の石材産業地域の失業は深刻であった。それは、職業間の移動とともに地域間の移動が困難であることが原因であると見なされた。仕事があるからといって、誰でもおいそれと見知らぬ土地に移ることに抵抗があることは確かであるのであり、特に家を所有する者にとっては、転居に一層の困難が伴うことが想像された (SOU 1939: 13, s. 40-43, 46-49)。

他方、合理化に伴って労働のあり方が変化していることも注目された。職務が細分化され、機械化も進んだことで、確かに職務の単純化や容易化がもたらされた。そのため、女性でも多くの職務をこなせるようになってきている。しかし、労働強度は高まっているのであり、生産過程は頻繁に変更されるようになった。そのため、労働者には、そうした作業をこなす活力 (vitalitet) のみならず、新たな作業の意味や状況をすぐに把握するために、目配りが効くこと (påpasslighet)、適応力 (anpassningsförmåga) といった新たな能力が求められてきている。それゆえ、旧来の熟練が解体しつつあっても、そのような能力を前提とする新たな熟練が必要とされてきているのである。確かに自動車産業の組立工のように、熟練労働者と全くの単純作業を行う非熟練労働者の間に、比較的短期間で熟練を習得しうる半熟練労働 (tempoarbete) を行う労働者が多数現れてきている。しかし、単純化された作業を短時間に反復せねばならない彼らにも、こうした能力が求められているのであり、これらの労働者に教育を行うことも新しい職業教育の課題となっていた¹⁰。

こうして委員会では、景気回復期にあって労働力需要の高まりと失業の並存という事態に直面し、有効需要を高め雇用を拡大するという労働力の需要サイドよりも、供給の側面が注目されることとなる。そうした特質は、1927年から35年まで活動した同じく政府調査委員会である失業調査委員会

(arbetslöshetsutredningen) での議論よりも明確であった。失業調査委員会には、社会民主党政権による大規模かつ積極的な有効需要の拡大による雇用拡大政策を理論的に支えた、後にストックホルム学派として知られる経済学の潮流を形成することとなる有力な経済学者が参加した。委員会は、彼らにとって自己の理論を発展させる大きな契機となった。しかし、そもそもその調査が開始された1920年代の後半は、景気回復の中で大量失業の残存という面で30年代半ば以降と共通の状況であったため、特に調査委員会の30年代初頭まで

の議論では、労働力の供給サイドにも着目していた。さらにバッゲ（Gösta Bagge）に代表される、財政均衡を重視する守旧派の経済学者も加わっていたこともあり、全体としては、総花的で慎重な議論に落ち着いたとも評価されているのである¹¹。

また、合理化調査委員会は、失業問題を合理化の負の側面として把握したわけであるが、合理化そのものを社会的に規制することについては、企業の自由を拘束し、生産諸力の発展を妨げることだとしてそれを否定した。むしろ合理化を促進し、経済発展を推し進めて、就業機会を増大させると共に、就業可能性・移動性を高めるべきだと主張したのである。それゆえ、失業問題に対し、年金受給年齢の引き下げ、労働時間短縮、既婚女性の雇用の制限などで対応することは選択されなかった。縮小均衡ではなく、拡大均衡が目指されたのである。合理化の推進によって経済成長を実現する中で失業問題を解決していくという方向性も失業調査委員会よりも明確になったといえる¹²。

このような失業を回避しつつ合理化を促進する方策として、例えば、労働市場の状況についての情報を集約し分析する労働市場研究所（arbetsmarknadsinstitutet）や内外の合理化に関する情報を媒介して起業・企業活動を促進することを任務とする情報サービス局（informationstjänsten）といった国家機関の設立の他、これまで地域レベルで地方自治体が行ってきた労働紹介事業を国家が統括し組織化してゆくことなどが提案された¹³。

そして、職業間の移動を促し、新たな熟練のニーズに対応するため、職業教育が経済成長のための戦略的な領域としてクローズ・アップされてくることとなる。景気回復により労働力需要が高まっているにもかかわらず、失業問題の解決とはほど遠い状況であるのは、何よりも現行の職業教育制度の欠陥に起因すると考えられた。また、合理化の進展にともなって求められる労働力の質が変化していることが認識された。職業教育制度の改革をしてそうした状況の変化に対応した労働力を供給することが、合理化を推進し、安定した経済成長を実現する上で不可避であると主張されたのである（SOU 1939:13, s.99-100）。そして、具体的には、次節で見るように、失業者向けの作業場学校の問題がその問題を検討する糸口となった。

4. 作業場学校調査委員会（Verkstads-skoleutredningen）

こうして、1937年5月に教育相と社会相の協議の結果、教育省（Ecklesiastiskdepartementet）の下に作業場学校調査委員会が選任され、翌年に報告書を提出することとなる。労働組合（J.A.Persson）や使用者団体（Gerard De Geer）の代表の他、官僚（A.N.Thomson）がメンバーとなった。大恐慌対策の一環として設立された失業者向けの作業場学校の存廃を検討すると共に、それに合わせて学校教育や企業内教育を含めた職業教育システム全体の見直しが課題とされた。そのため、この委員会の下で大規模な職業教育の実態調査が行われた¹⁴。

調査は、職業教育システム全体が問題を抱え、機能不全に陥っていることを客観的に裏づけた。1918年の改革により定められたように、職業教育の圧倒的な部分は企業・職場で担われている。しかし、ごく少数の大企業でのみ組織的な職業教育が行われているに過ぎない。概して、労働速度が上がり、出来高制賃金が普及する中で、ベテランの労働者による徒弟に対する現場での教育はなおざりにされている。合理化に伴い、例えば、新しい技術や労働方法を理解し順応することが求められてきたように、熟練は身体で覚える（manuell）ことから知的能力を通じて吸収する（intellektuell）ものに変化している。それにもかかわらず、理論教育は殆ど行われていない。徒弟が仕事をしながら通学する徒弟学校も活動は停滞している。そこでのドロップ・アウト率は年21%にもものぼっているのである（SOU 1938:26, s.92-95）。

この委員会が、特に注目したのが、景気循環が職業教育に及ぼす影響と職業教育の地域的偏差の問題であった。不況期には企業活動が縮小し、求人も停滞することにより、企業内教育も縮減を余儀なくされる。しかし、そのため、景気回復に向かっても、企業は、すぐに熟練労働力を調達できないこととなる。また、地域的に職業学校の分布に偏りがある。特に農村では、職業教育機関が不足している。このことも熟練労働力の供給を妨げる要因となっている。それゆえ、こうした問題に社会の側で対応し、景気循環の影響を平準化し、地域的偏在を是正していかなければならない（SOU 1938:26, s.96-100）。

そこで提案されたのが、県に相当する地方自治の単位であるランスティング（landsting）が運営する中央作業場学校（centrala verkstadsskolan）を各地に設立することであった。まずはランスティングごとに平均1校、全国に23校設立することが目指された（SOU 1938:26, s.108-09）。この学校は、いくつかの職業部門

(yrkesavdelning) からなり、初等学校修了者ではなく継続学校修了者を対象とする。年限は2年を標準として職種によりフレキシブルに定められた。そこには、これまでと異なる新しい職業で熟練を獲得しようとする者も入学しえた。学校と職業生活を直接媒介するのみでなく、職業経験者を対象とする再教育も任務としたのである。それゆえ、現行の職業学校条例での規定では23歳を上限としたが、将来的には25歳以上も入学するようにすることが予定された(SOU 1938:26, s.122-123, 129-130, 261-265)。何より中央作業場学校は、不況期に企業内教育が縮小した場合、それを補うものとして機能することが期待された。それと同時に、全国各地に配置することで教育機会の地域的不均等が是正されるはずであった。そして、失業者向けの作業場学校をこれに転換していくことが提案された(SOU 1938:26, s.99-100, 256-258)。

さらに、こうした職業教育を行う学校のあり方と関連して、職業教育の管轄機関が問題となった。これまで、先に見たように、1919年以来学校局が職業教育を行う学校を管轄していた。しかし、合理化調査委員会も指摘したように、労働市場の求める労働力のニーズは多様であり、しかも変化していた。そのため、初等・中等の普通教育を中心的対象とせざるをえない学校局では、職業教育を行う学校と、産業や労働市場における諸利害との間の連携を進めることに限界があった。それゆえ、調査委員会は、独立した管轄機関である職業教育局(Överstyrelsen för yrkesutbildning)を新たに設立し、それが職業教育を担当するべきだと主張した(SOU 1938:54, 39-47, 95-96)。とはいえ、例えば、普通教育の学校である継続学校でも職業教育が行われている現状からいっても、学校局の部局間で現在行われている連携・協力は維持することが望ましいとされた。合わせて中央レベルのみではなく地域レベルでの、学校と産業・労働市場における諸利害とが連携をしていく制度的枠組みを形作る必要性が指摘された(SOU 1938:54, s.45-47, 75, 104)。さらに、一部の工・手工業の職業教育がなお商務院の管轄領域として残っているが、それを職業教育局に移動すること(農業・林業・航海などの職業教育は管轄の対象としない)など新機関の管轄領域についても提案がなされた(SOU 1938:54, s.65-69)。これらの改革により、工業・手工業、商業、家事労働といった旧来からの管轄領域の職業教育に対して、より一貫したコントロールが可能となることが見込まれた。

5. 労働市場問題協議委員会の職業教育問題検討委員会

戦間期は、労使対立が激化した時期であった。1928年に行われた労働平和会議(Arbetsfredskonferensen)によって労使の間に歩み寄りの姿勢がみられたが、30年代に入り、ストライキ破りに抗議するデモ隊と警察・軍隊との衝突で死傷者も出たオーダレン(Ådalen)事件が起これ、労使協調の枠組みを構築する作業は頓挫していた。1932年に社会民主党政権が成立したが、大恐慌からの回復のみでなく、産業平和の確立も突きつけられた課題であった。

1936年に、産業平和への道筋を模索するために選任されたいわゆるノーティン(Nothin)委員会は、その実現のためには国家介入も不可避と結論した。このような事態に対し、LOとSAFは、同じ年に、労使協議の場として労働市場問題協議委員会(arbetsmarknadskommitté)を結成し、国家介入を回避し、両者主導の下で労働市場における秩序の確立を目指すこととなる。その結果、1938年に成立したのがサルトシェーバーデン協約であった¹⁵。

労働市場問題協議委員会が次に取り組んだ課題の1つが、労働者保護の問題であった。これは、前述したように、合理化調査委員会のテーマの1つであった。こうして、1942年に労働者保護協約が実現する。職業教育問題も、ほぼ同時に取り組みがはじまった¹⁶。このように職業教育が課題となった背景には、商業省

(Handelsdepartementet)の下で選任された手工業者専門家委員会(hantverkssakkunnige)が、1938年に立法による企業内徒弟教育の規制を提案したこともあった。そこでは、例えば、徒弟教育をランスタイングごとに設けられた公的機関が一括して統制する構想などが示された(SOU 1938:30)。これまで見てきたように、合理化調査委員会や作業場学校調査委員会で行われた職業教育問題についての調査や議論により、職業教育の問題状況の把握が進み、学校制度や職業教育統括機関の改革の方向性が定まった。そこで次に取り組まれたのが、これまで職業教育の中心部分を担ってきた企業内教育の問題であった。とはいえ労使中央組織にとって、法規制によって解決することは何より回避すべきことであった。こうして労働市場問題協議委員会は、1939年に労働市場組織職業教育問題検討委員会(Arbetsmarknadsorganisationernas yrkesutbildningskommitté)を選任し、企業内教育の問題についての検討を進めることとなった¹⁷。

この検討委員会は、1941年にSAF加盟企業でアンケート調査を行い、3456社中1329社から回答を得た。それにより、まず、熟練養成が需要に追いついていない実態が改めて明らかになった。検討委員会は、毎年約7000人の熟練労働者が需要されると推定した。それゆえ、4年の教育期間で5%のドロップ・アウト率とすると、約4万人の徒弟が現時点で教育を受けている必要があるのであるが、実際には2万人しか教育を受けていない状況が把握された。しかも、徒弟教育の内容は全く体系的ではなかった。この時期においてもなお、作業場学校調査委員会が指摘したように、理論教育の不足が目立っていた (AYK 1944, s.41-42, 55)。

とはいえ、立法による規制は望ましいものではなかった。地域や産業によって状況は多様であり、変動する。それに強制的に一般的な規則を当てはめることは困難であるからである。法による規制は硬直的なことが多く、状況の変化に対応することが難しい。無理やり強制することは、自発的な取り組みにまかせるよりも、かえってコストを増大させることも予想された。一方、一部の産業や企業ではこの問題への取り組みが進んでいた。例えば、金属機械、建築、印刷、木材加工などいくつかの産業部門では、徒弟期間や賃金等の労働条件や待遇を定めた条項を含む団体協約が成立していた。それゆえ、検討委員会は、法制化ではなく労使協調の下で、団体協約を通じて企業内教育の改革を進めるべきだと主張した。その方が状況に応じて、柔軟かつ弾力的に物事を進めていけると考えられたのである¹⁸。

この検討委員会も、1918年以来の方針を継承し、職業教育は企業内教育を主とし、学校での教育はそれを補完するものであると位置づけた。すなわち、職業学校で広い範囲の一般教育と職業教育の基礎を身につけた上で、それぞれの職場で実践的な技能を獲得していく課程が想定された (AYK 1944, s.56-57)。また、雇用条件、雇用数、教育年限、使用者の(教育)義務、徒弟の義務などについて、各産業で団体協約により企業内教育(徒弟教育)に関する一般規定を定めるべきことを主張した (AYK 1944, s.65-77)。さらに、各産業で労使代表からなる徒弟委員会 (lärlingsnämnd) を設立し、協約に基づき、それぞれの産業部門における職業教育の状況を監視し、発展を推進することを提案した。例えば、徒弟委員会は、各産業部門における体系的な教育方針を作成し、各企業での徒弟教育のあり方をリードする他、職業教育を行う学校とコンタクトを持ち、教育活動での連携を進める。また、企業内教育に関連して労使で対立した場合は、調停を行うなどの役割が期待された。加えて各企業では、熟練労働者から職業オンブズマン (yrkesombud) を選任することを求めた。それは、協約の企業レベルでの実施を見守るとともに、企業内教育をめぐる労使の意見・要求を調整することを任務とした。徒弟委員会や職業オンブズマンは、もちろん徒弟(将来の熟練労働者)の問題ばかりでなく、半熟練労働者の養成の問題も扱うとされた (AYK 1944, s.80-81)。

一方、中央レベルでは、SAFとLOが共同で労働市場職業審議会 (arbetsmarknadens yrkesråd) を設立することを提案した。それはまず、労働市場の動向、特に熟練労働者や熟練に関する需要動向を把握することを任務とした。また、各産業の徒弟委員会の活動を調整し監督する役割や、複数部門にまたがる問題を扱うとされた。さらに、新設の職業教育監督機関(職業教育局)に労使代表を送り込むプラットフォームとなることも意図された (AYK 1944, s.83-84)。

地域レベルでは、学校との連携が課題となった。そのため、コミュニケーションに職業教育を行う学校代表や労使代表が委員となる職業学校委員会 (yrkesskollnämnd) を設立し、そうした地域的連携・協力の場とすることが提案された。さらに、職業学校の運営委員会に労使の代表を出席させることや、職業教育を担当する学校教師と企業教育担当者との間の人事交流など、学校での教育と企業内教育の間での連携を進めていくことが企図された (AYK 1944, s.89-90)。

実際、先に言及したように、1944年に産業別の協約の前提として中央協約である職業教育協約(徒弟協約)が成立し、これに続いて中央に職業審議会、各産業に徒弟委員会が設立され、多くの企業でも職業オンブズマンが選任されることとなる¹⁹。

6. おわりに

以上のように、1918年に定まった職業教育のシステムの見直しは、35年に選任された合理化調査委員会にはじまった。合理化と失業問題との関係の検討がその出発点となった。ここでは、何より技術革新とテイラーリズムの導入を中心とした生産組織改革を推し進め、それを通じて経済発展を促すことに目標が置かれ、職業教育の課題は、そうした技術革新や生産組織改革に適応した労働力を迅速かつフレキシブルに供給することに求められた。景気循環の影響、特に失業などのネガティブな影響を極力回避しつつ長期的かつ安定的に経済発

展を進めていくための不可欠な制度的前提として、職業教育が注目されたのである。そこでは、学校教育や企業内教育に加え、失業者の再教育も検討対象となった。これら3つの職業教育の領域は、安定的かつ調和的な経済発展の実現という目標の下に有機的に結びつけられたのである。

また、合理化調査委員会や作業場学校調査委員会などの政府調査委員会や労働市場問題協議会では、後者はもちろん、前者でも労使中央組織の代表が議論をリードした。そして例えば、学校教育の領域では、これら労使中央組織がコーポラティズム的国家機関（職業教育局）において大きな影響力を及ぼした。企業内教育の領域においては、立法による規制、すなわち国家介入が回避され、団体協約を通じてそれらの組織による自律的な秩序形成が目指された。本稿では議論できなかったが、失業者に対する再教育の領域でも、労働市場庁（Arbetsmarknadsstyrelsen）というコーポラティズム組織が成立し、いわゆる積極的労働市場政策が展開することとなる。職業教育の諸領域は、労使中央組織の協調体制の一環として相互に結びつけられることとなったのである。

このように職業教育制度は、労使中央組織にとって安定的経済成長を実現しさらに推し進めるために戦略的に重要な領域であった。積極的労働市場政策は、しばしばLOの連帯賃金政策との関わりでその成立を捉えられることが多いが、その成立や展開は、合理化推進・経済成長の促進を支える職業教育制度として、企業内教育、学校教育の制度的転換との関わりからも検討されるべきであると思われる。この点については、今後の課題としたい²⁰。

参考文献

- Arbetsmarknadskommitténs sammanträdsprotokoll 1936 [AMK と略記]
Arbetsmarknadsorganisationernas yrkesutbildningskommitté [AYK と略記] , *Betänkande med förslag till åtgärder för lärlingsutbildningens främjande*, Stockholm 1944.
Edlund, Sten, et al., *Saltsjöbadsavtalet 50 år*, Stockholm 1988.
石原俊時「企業から見たスウェーデン・モデル（1）」『経済学論集』第74巻第3号, 2008年。
Furåker, Bengt, *Stat och arbetsmarknad. Studier i svensk rörlighetspolitik*, Tredje upplaga, Lund 1986.
Hedman, Anders, *I nationens och det praktiska livets tjänst. Det svenska yrkesskolesystemets tillkomst och utveckling 1918 till 1940*, Umeå 2001.
Johansson, Anders, L., *Tillväxt och klassarbete – en studie av den svenska modellens uppkomst*, Stockholm 1989.
Johansson, Alf, *Den effektiva arbetstiden. Verkstäderna och arbetsintensitetens problem 1900-1920*, Uppsala 1977.
Landgren, Karl-Gustav, *Den 'nya ekonomien' i Sverige. J.M.Keynes, E.Wigforss, B.Ohlin och utvecklingen 1927-39*, Uppsala 1960.
Larsson, Lars, *Industri- och hantverksutbildning under två sekel*, Uppsala 2001.
Lindell, Ingrid, *Disciplinering och yrkesutbildning. Reformarbetet bakom 1918 års praktiska ungdomsskolereform*, Uppsala 1992.
宮本太郎『福祉国家という戦略』法律文化社 1999年。
Ohlsson, Rolf & Olofsson, Jonas, *Arbetslöshetens dilemma – motsättningar och samförstånd i svensk arbetslöshetsdebatt under två sekel*, Stockholm 1998.
Olofsson, Jonas, *Rationaliseringsideologi, arbetsmarknadspolitik och utbildning. Rehn-Meidnermodellen i ny belysning*, Lund Papers in Economic History 1991:10.
Olofsson, Jonas, *Svensk yrkesutbildning. Vägval i internationell belysning*, Stockholm 2005.
SOU 1938: 26) Verkstadsskoleutredningen, *Betänkande med utredning och förslag angående Centrala verkstadsskolor m.m.*
SOU 1938: 30) 1936 års hantverkssakkunniga, *Betänkande jämte lagförslag angående lärlingsutbildningen inom hantverket och den mindre industrin.*
SOU 1938: 54) Verkstadsskoleutredningen, *Betänkande med utredning och förslag angående överstyrelse för yrkesutbildning.*

SOU 1939:13) *Rationaliseringsutredningens betänkande, del 1, motiv och förslag.*

SOU 1939:14) *Rationaliseringsutredningens betänkande, del 2, verkställda undersökningar.*

SOU 1947:24) *Betänkande rörande ett centralt arbetsmarknadsorgan avgivet av inom Socialdepartementet tillkallade sakkunnige.*

Söderberg, Tom, *Hantverkarna i genombrottsskedet 1870-1920*, Stockholm 1963.

Tekniska kommittén, *Den lägre tekniska undervisningens ordnande. Underdånigt utlåtande och förslag avgivet af den av Kungl. Maj:t den 4 oktober 1907 tillsatta kommittén. Del 1, Utlåtande och förslag*, Örebro 1912.

Tekniska kommittén, *Den lägre tekniska undervisningens ordnande. Underdånigt utlåtande och förslag avgivet af den av Kungl. Maj:t den 4 oktober 1907 tillsatta kommittén. Del 2, Den lägre tekniska undervisningen i Sverige*, Örebro 1911.

Unga, Nils, *Socialdemokratin och arbetslöshetsfrågan 1912-34. Framväxten av den 'nya' arbetslöshetspolitiken*, Stockholm 1976.

Wadensjö, Eskil, "Före Stockholmsskolan – Arbetslöshetsutredningen, Ernst Wigforss och Gösta Bagge", i: *Ekonomisk Debatt*, nr.4, 1987.

注

¹ サルトシェーバーデン協約はそれのみでは完結したものではなく、LOとSAFは、その後締結した労働者保護協約などの中央協約とあわせて、国家の干渉を回避しつつ労働市場の秩序を形成しようとしたこと、さらに、そこでは、一貫して労使協力のもとで経済成長を推し進めていくことが迫られていることについては、例えば、Johansson 1989; Edlund 1988を見よ。それらの協約が、企業委員会を結節点として、国民経済レベルのみでなく、企業レベルでの労使関係のあり方を実質的にきていしようとしていたことについては、石原 2008を見よ。

² 例えば、Olofsson 2005, kap.4を見よ。

³ Ohlsson & Olofsson 1998, s.152,155,172; Olofsson 1991.これまでの多くの戦間期の失業政策研究においては、社会民主党政権でのもとで、失業対策事業の救済事業的政策が払拭され、生産的労働を市場（協約）賃金で行うようになったことが注目された。そしてそうした政策転換の背景に、スウェーデンにおける独自のケインズ主義的な経済思想の有無が議論されることが多かった。それゆえ、有効需要の拡大による雇用の拡大という失業問題の需要サイドに力点を置いた解決に焦点があたっていたと思われる。例えば、Landgren 1960; Unga 1976を参照。一方、フローケルの研究は、スウェーデンの労働市場政策の特質を第二次世界大戦後の積極的労働市場政策に見るように、労働力の移動性を重視する点に求め、その歴史的起源を検討している。しかし、そこではそうした労働力の移動性と合理化や産業構造の高度化とがどのように結びつけられたのかには、余り注意が向けられなかった。Furåker 1986.これに対し、ウールソン等は、第二次世界大戦後の積極的労働市場政策などに見られる労働力の供給サイドへの着目が歴史的にどのように形成されたのかを合理化の問題と関わらせて検討したわけである。いずれにしる失業問題への取り組みのスウェーデンの特質を考える場合、供給サイドへの着目は重要なポイントになるとと思われる。この点については、普遍主義的福祉政策と選択的経済政策の組み合わせということから、「ケインズ主義福祉国家」のスウェーデンの特質を指摘した宮本太郎の議論が想起されるべきであろう。宮本 1999, p.16-17.

⁴ 手工業での19世紀末葉での状況については、例えば、Söderberg 1963, s.242-45, 269-71を参照。1919年に8時間労働が試験的に法律により導入された。労働時間の短縮とそれに伴う労働強化については、Johansson 1977を、スウェーデンにおける合理化運動の展開については、とりあえず、De Geer 1978を参照。

⁵ husligt arbete のことで、裁縫などの技術を学ぶ。元来、家庭内で行われる不払い労働であるが、家内工業として組織され、稼得労働に転化している。

⁶ 1918年の国会決議および職業学校条例成立の経緯については、Lindell 1992が詳しい。

⁷ 職業学校の諸形態については、Hedman 2001, kap.4; Larsson 2001, s.109-116を参照。

⁸ Lindell 1992, s.199; SOU 1938:54, kap.1.

-
- ⁹ この点を、スウェーデンにおける職業教育制度がドイツのいわゆるデュアル・システムなどと決定的に異なる方向で発展することを規定した歴史的な転換点としてウーロフソンが強調している。Olofsson 2005, s.50.
- ¹⁰ SOU 1939:13, s.50-52, s.99-100. なお、合理化調査委員会における同時期の職業教育（特に学校教育）の問題状況と改革の方向性についてのエケレーフ（Gösta Ekelöf）の議論も、このような合理化の進展の認識を前提としている。彼は、スウェーデン職業学校連盟（Svenska yrkesskolföreningen）の会長であり、教育行政にも深くかかわっていた。SOU 1939:14, s.374-387.
- ¹¹ 例えば、Wadensjö1987を見よ。
- ¹² SOU 1939:13, s.93-98. 失業調査委員会も、例えば、失業対策として労働時間の短縮について検討し、それにどちらかと言えば否定的であるが、合理化の推進による経済成長というはっきりとした目標設定からではない。SOU 1935:6, Kap. VIII.
- ¹³ SOU 1939:13, s.84-87, 89-91.. 特に情報サービス局については、同書,Kap IXを参照。
- ¹⁴ この委員会設立については、合理化調査委員会の報告書にも経緯が述べられている。SOU 1939:13, s.100. 失業者向けのコースは、そもそも1922年から開設されるようになったが、1931年より大規模に作業場学校として展開されることとなった。1938年3月の時点で、1236人の生徒を収容する11校が存在していた。SOU 1938:26, s.9-14.. 実はこの調査委員会の他にも、1930年代後半から手工業、農業、林業などとの関わりで政府調査委員会による職業教育を対象とする調査が行われていた。作業場学校調査委員会の調査は、これらの調査の成果を踏まえ、職業教育の全体像を把握しようとした。SOU 1938:26, s.19-20.
- ¹⁵ 国家介入の回避が緊急の課題であったことは、第1回の会議の冒頭で会議議長を務めたエドストレーム（Sigfrid Edström）の発言からも伺える。AMK 22/5 1936, §2.
- ¹⁶ サルトシェーバーデン協約成立後の会議で、今後に取り組むべき課題として、職業教育問題（lärlingsfrågan）は労働者保護問題（arbetarskyddsfrågan）などと共に掲げられた。AMK 31/5 1939, §3.
- ¹⁷ 職業教育問題と労働者保護問題については、同時にそれぞれの問題を検討する小委員会を選任することが決定され、取り組みが開始されている。AMK 9/20 1939, §5, 21/2 1940, §5.
- ¹⁸ AYK 1944, s.62-63. この報告書の付録（Bilagor）には、木材加工業、建築業、鍛造行、印刷業等の産業別団体協約の徒弟に関する条項が収められている。
- ¹⁹ .ほぼ同時期に検討委員会が選任されたのにもかかわらず、職業教育問題の報告書は、労働者保護問題の検討委員会の報告書が1940年のうちに出されているのに対し、やっと1944年に提出された。その遅れには、その間に1941年と42年には労働市場問題協議委員会の会議が1回も開かれていないことから見て、戦時情勢のひっ迫が背景にあったものと推測される。職業教育協約については、とりあえず石原 2008, p.46を見よ。
- ²⁰ 労働市場庁が設立された際には、労働力の移動性の促進が重要な課題と認識されていたが、当初失業者の再教育は職業教育局が管轄する領域でその担当領域とは考えられていなかった。SOU 1947:24, s.58, 62-70. しかし、次第に自己の活動として位置づけられ、1950年代末からの積極的労働市場政策実施につながっていく。この過程についての検討を今後の課題としたい。なお、職業教育局、労働市場職業審議会、労働市場庁が人的にも組織的にも緊密な協力関係にあったことを、ウールソン等は指摘している。Ohlsson & Olofsson 1988, s.161-62.